

船舶事故調査報告書

令和7年2月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年11月22日 15時39分ごろ
発生場所	山口県下関市室津下漁港北方沖 小串港川棚防波堤灯台から真方位236° 1.7海里付近 (概位 北緯34° 08.6′ 東経130° 53.0′)
事故の概要	漁船甲山丸は、東進中、また、プレジャーヨットBlue Waterは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年1月30日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 甲山丸、2.7トン（長さ9.94m） YG3-56805（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーヨット Blue Water、5トン未満（長さ8.45m） 290-46959山口、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に亀裂を伴う擦過傷 B 右舷船首部の錨台及び手すりに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 南東流（流速不詳）
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、操業を終え、室津下漁港に向けて帰航していた。</p> <p>船長Aは、船尾甲板の右舷側に立ち、正船首方から左舷方にかけて操舵室による死角（以下「本件死角」という。）が生じた状況下、リモコンを操作しながら約10ノットの対地速力で手動操舵により航行した。（図1参照）</p>  <p>図1 船長Aの操船位置</p> <p>船長Aは、下関市石島の南方沖を通過し、石島の東方沖を北東進していたとき、予定針路に当たる東方を視認し、他船を見掛けなかったため、右舵を取り、前路に航行の支障となる船舶はいないと思い込み、東進を開始した。</p>

船長Aは、東進中、付近海域に素潜り漁の漁師及びゴムボートが多いので、船首方の海面に意識を向けながら航行していたところ、突然、衝撃を受け、前方にB船を認めてB船と衝突したことを知った。  
(図2 参照)

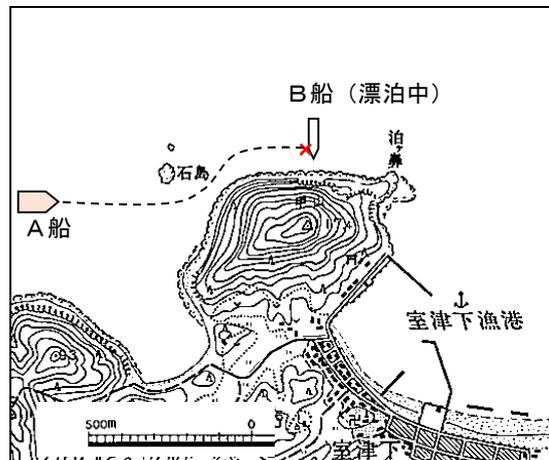


図2 事故発生経過概略図

A船は、船長Aが両船の損傷状況及び船長Bに負傷がないことを確認した後、自力で室津下漁港に帰港した。

A船は、レーダーを装備していなかった。

船長Aは、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込み、操船位置を移動するなどして本件死角を補う見張りを行っていなかった。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、室津下漁港北方沖で、帆を畳んだ状態で主機を停止し、船首を南方に向けて漂泊した後、右舷船尾部で右舷方に向けて座り、釣り竿を出して流し釣りを始めた。

船長Bは、周囲の見張りを行いながら釣りをしていたところ、B船に向かって東進するA船を右舷方200m付近に視認した。

船長Bは、ふだん、漂泊して釣りをを行う際、航行中の船舶がB船を避けていたので、いずれA船がB船を避けていくと思い、釣りを続けた。

船長Bは、しばらくして右舷方を見たところ、B船に接近するA船を至近に認めた。

B船は、船長Bが立って手を振りながら大声で叫んだものの、右舷船首部とA船の船首部とが衝突した。

B船は、船長Bが118番通報した後、自力で室津下漁港に帰港した。

船長Bは、B船に電子ホーンが装備されていたものの、時間的に余裕がなく鳴らすことができなかった。

分析

A船は、東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込み、本件死角が生じた状態で船首方の海面に意識を向け、本

	<p>件死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船尾甲板の右舷側に立った状態で本件死角が生じていたが、石島東方沖を北東進していたとき、予定針路に当たる東方を視認し、他船を見掛けなかったことから、右舵を取って東進した際、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込んだものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を南方に向けて漂泊中、船長Bが、A船がB船に向かって接近していることに気付いたが、いずれA船がB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂泊を続け、継続的にA船の動静に注意を払っていなかったことから、更に接近するA船に気付くのが遅れ、立って手を振りながら大声で叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまで航行中の他船が漂泊中のB船を避けていたことから、いずれA船がB船を避けていくと思っていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、室津下漁港北方沖において、A船が東進中、B船が船首を南方に向けて漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないと思い込み、本件死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず、また、船長Bが、A船が漂泊中のB船を避航すると思い、継続的にA船の動静に注意を払っていなかったため、避航動作をとれないまま、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、レーダーが装備されておらず、自船の船首方の視界が遮られている場合、操船中は時々操船位置を移動して周囲の状況を確認したり、船首を大きく左右に振ったりするなど、常時、適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、漂泊中、自船に接近する他船を認め、衝突のおそれがある場合、接近する他船が自船を避航すると思わず、早期に機関を使用して衝突を避けるための措置を採ること。また、電子ホーンを備えている場合、早期に音響による注意喚起を行うこと。</li> </ul>